

■建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定等に関する事務手数料

R3.4.1

認定手数料は、住宅・非住宅及び評価手法の区分別で、以下のとおりです。

別表第3 第9・9の2・10項

1. 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定(法第34条から36条関係 容積率特例)

- ① 一戸建て住宅【評価手法が性能基準の場合】
- ② 共同住宅等(※1)【評価手法が性能基準の場合】

		変更			
延べ面積		・判定機関等(※2)の事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等(※3)の写しの添付あり	・判定機関等(※2)の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等(※3)の写しの添付なし	・判定機関等(※2)の事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等(※3)の写しの添付あり	・判定機関等(※2)の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等(※3)の写しの添付なし
戸建	200㎡未満	4,000	30,000	2,000	15,000
	200㎡以上 500㎡以下	4,000	33,000	2,000	16,500
共同	300㎡未満	8,000	61,000	4,000	30,500
	300㎡以上 500㎡以下	17,000	102,000	8,500	51,000

※1: 共同住宅等・・・共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいい、住宅の共用部を含む。(以下同じ)
※2: 判定機関等・・・住宅においては住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「登録住宅性能評価機関」、建築物においては建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第39条の規定による登録を受けた「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」。ただし、平成28年度中はエネルギーの使用合理化等に関する法律第76条第1項に規定する「登録建築物調査機関」も可。(以下同じ)
※3: 住宅品確法第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5(建築物省エネ法施行の際現に存する建築物については等級4も可)に適合していること)(以下同じ)

③ 非住宅【評価手法が簡易な評価方法の場合】

		変更			
延べ面積		・判定機関等の事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等の写しの添付あり	・判定機関等の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等の写しの添付なし	・判定機関等の事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等の写しの添付あり	・判定機関等の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等の写しの添付なし
300㎡未満		8,000	77,000	4,000	38,500
300㎡以上 500㎡以下		14,000	98,000	7,000	49,000

④ 非住宅【評価手法が標準入力法・主要室入力法の場合】

		変更			
延べ面積 (㎡)		・判定機関等の事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等の写しの添付あり	・判定機関等の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等の写しの添付なし	・判定機関等の事前審査あり (適合証の添付あり) ・設計住宅性能評価書等の写しの添付あり	・判定機関等の事前審査なし (適合証の添付なし) ・設計住宅性能評価書等の写しの添付なし
300㎡未満		8,000	202,000	4,000	101,000
300㎡以上 500㎡以下		14,000	253,000	7,000	126,500

⑤ 複合建築物

住宅と非住宅の複合建築物は、住宅部分の手数料①又は②と非住宅部分の手数料③又は④の合計とする。

⑥ 容積率特例認定に併せて建築確認審査の申し出がある場合(法第30条第2項関係)

建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定(容積率特例認定)に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査(建築確認審査)を受けるよう申し出がある場合は、上記認定手数料に、棟全体の延床面積に対する(計画変更)建築確認申請手数料、昇降機(計画変更)確認手数料【該当する場合のみ】及び構造計算適合性判定手数料【該当する場合のみ】を加算する。(構造計算適合性判定手数料については1.1を乗じた額を加算する。)

2. 建築物のエネルギー消費性能に係る認定(法第41条関係 表示認定)

① 一戸建て住宅【評価手法が性能基準の場合】

② 共同住宅等【評価手法が性能基準の場合】

	延べ面積	・判定機関等の事前審査あり(適合証の添付あり) 又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付あり	・判定機関等の事前審査なし(適合証の添付なし) 又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付なし
戸建	200㎡未満	4,000	30,000
	200㎡以上 500㎡以下	4,000	33,000
共同	300㎡未満	8,000	61,000
	300㎡以上 500㎡以下	17,000	102,000

③ 一戸建て住宅【評価手法が仕様基準又は簡易な評価方法の場合】

④ 共同住宅等【評価手法が仕様基準又は簡易な評価方法の場合】

	延べ面積	・判定機関等の事前審査あり(適合証の添付あり) 又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付あり	・判定機関等の事前審査なし(適合証の添付なし) 又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付なし
戸建	200㎡未満	4,000	15,000
	200㎡以上 500㎡以下	4,000	16,000
共同	300㎡未満	8,000	29,000
	300㎡以上 500㎡以下	17,000	50,000

⑤ 住宅【評価手法が性能基準と仕様基準又は簡易な評価方法の併用の場合】

性能基準の手数料①②と仕様基準の手数料③④の合計とする。

⑥ 非住宅【評価手法が簡易な評価方法の場合】

延べ面積	・判定機関等の事前審査あり(適合証の添付あり) 又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付あり	・判定機関等の事前審査なし(適合証の添付なし) 又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付なし
300㎡未満	8,000	77,000
300㎡以上 500㎡以下	14,000	98,000

⑦ 非住宅【評価手法が標準入力法・主要室入力法の場合】

延べ面積	・判定機関等の事前審査あり(適合証の添付あり) 又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付あり	・判定機関等の事前審査なし(適合証の添付なし) 又は ・別表の検査済証、評価書の「写し」の添付なし
300㎡未満	8,000	202,000
300㎡以上 500㎡以下	14,000	253,000

⑧ 複合建築物

住宅と非住宅の複合建築物は、住宅部分の手数料①～⑤と非住宅部分の手数料⑥又は⑦の合計とする。